

施設定期検査終了証

原規規発第 1911124 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和元年7月9日付け原発本第56号をもって申請がありました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定に基づく施設定期検査に係る発電用原子炉施設については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第53条第1項の規定に基づき、令和元年11月20日に施設定期検査を終了したと認めます。

令和元年11月20日

原子力規制委員会

